

令和元年度 第8回

新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

令和2年2月6日（木）

新宿区 総合政策部 区政情報課

午後 2 時 0 0 分開会

【会 長】 それではただいまより令和元年度第 8 回新宿区情報公開・個人情報保護審議会を開会いたします。

それでは、議事に入る前に本日の資料について事務局から確認をしていただきます。

【区政情報課長】 皆様よろしくお願ひいたします。

事前にお送りした資料でございますけれども、資料 4 6 から資料 5 4 までの資料とそれから情報セキュリティアドバイザー意見一覧をお送りさせていただきました。

それから、本日の机上配布といたしまして、前回ご審議いただきました消費生活就労支援課案件の P I O - N E T に係る外部結合について、委員の皆様からご意見が出た内容をまとめたものです。これを担当課に伝え、担当課のほうからは、ご意見を踏まえ、国民生活センターに要望するという回答いただいておりますので、併せて、ご報告をさせていただきます。

私のほうからは以上でございます。

【会 長】 第 7 回の件につきましてご質問かご意見ありましたら。なければ本来の議題に戻りますが、よろしいですか。では、何かありましたら会議が終わるまでにご意見をお知らせください。

それでは議題に入り審議を進めてまいります。説明される方は資料の要点を説明していただき、必要に応じて補足をお願いいたします。

まず資料 4 7 「児童手当等の支給に係る児童福祉システムの改修等について」であります。説明者は資料を確認した上、議案の内容をご説明ください。

【子ども家庭課長】 子ども家庭課長でございます、よろしくお願ひいたします。

資料といたしましては資料 4 7、それと資料 4 7 - 1、資料 4 7 - 2 の図でございます。資料は以上でございます。

それでは「児童手当等の支給に係る児童福祉総合システムの改修等について」ご説明いたします。まず資料 4 7 の 2 ページをご覧ください。事業の概要についてご説明いたします。事業名は「児童手当・児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家庭の医療費助成」でございます。目的としては児童手当等の支給に係る配偶者情報等の管理をシステム化することにより、より一層適正・確実な処理が可能となり、区民サービスの向上、事務の効率化が図られることです。対象者は児童手当等の受給者等の配偶者でございます。

事業内容の説明です。現在区では児童手当等の支給に当たっては児童福祉総合システムを活用し受給者情報を管理しております。児童手当等の制度については所得に応じて支給額が異なる

るため、受給者の所得を確認する必要があります。また受給者等に控除対象配偶者がいる場合は所得制限額が加算され、さらにその配偶者が70歳以上の場合は追加加算がされ、所得制限が緩和されることとなっております。そのため審査時に控除対象配偶者の年齢を確認する必要があります。令和元年5月支給日までは連携税務DBにおきまして、控除対象配偶者の年齢が70歳未満の場合は「一般」、70歳以上の場合は「老人」と区分されており、受給者等の所得情報を児童福祉総合システムへ連携取り込みした際に、年齢を判別することが可能でした。しかし平成30年1月1日施行の所得税法等改正により、令和元年6月から控除対象配偶者については受給者等の所得が1,000万円を超える場合は配偶者控除を受けられないこととなったため、連携税務DBにおいても「一般」・「老人」に区分しないこととなり、配偶者の年齢が判別できなくなりました。児童手当等は従来どおり控除対象配偶者の年齢によって所得制限額が異なるため、配偶者の年齢を把握する必要がございました。

ここから資料47-1を用いて説明いたしますのでご覧ください。こちらの資料は、現行の個人情報の流れを図式化した資料でございます。2行目でございます「同一生計者配偶者」とは所得税法の改正により新たに定義されたものですが、法改正前の控除対象配偶者に該当するものでございます。

現行のシステムは、先程述べましたとおり、令和元年6月から連携税務DBにおいて年齢を区分しないこととなりました。そのための図の中央付近、②、③で受給者の住民情報・所得情報を取込み後、住民票の内容が記載されているホスト端末で④の目視により同一生計配偶者の年齢を確認しております。その後同一生計配偶者が70歳以上の場合は、下のほうにあります⑤において、手作業で老人扶養親族数としてシステムに入力しております。確認作業が必要な対象者は約2,000件でございます。

続きまして資料47-2をご覧ください。こちらが今回の改修後の個人情報の流れを図式化したものです。審査時におけます目視による確認や手入力を行うことなく、事務の効率化・正確性の向上を図るために受給者等の所得を連携する際に同一生計配偶者の年齢確認、老人扶養親族数のシステムへの反映を自動化させるものでございます。システムには以下3点の機能を追加いたします。まず図の右側の1-①をご覧ください。税務DBから連携税務DBへの情報連携プログラムを改修しまして、同一生計配偶者の住民番号の項目を追加いたします。次に1-②をご覧ください。こちらで児童福祉総合システムへ1-①で連携税務DBに追加された同一生計配偶者住民番号の取得機能を追加いたします。さらに1-③をご覧ください。こちらで取得した同一生計配偶者の住民番号をもとに連携住民DBから配偶者の生年月日を参照し、年

年齢の判別機能を追加いたします。以上3点の機能追加によりまして児童福祉総合システムに、図左下の1-④のとおり70歳以上の配偶者については老人扶養親族数として自動計上されるようになります。こうして入力された情報をもとに審査を行います。

また資料、一番下の朱書きの※1をご覧ください。今回の4業務のうち、児童手当システムにつきましては、児童手当における受給者の配偶者の所得情報を取り込む機能の追加改修を行います。児童手当は、父母のうち所得が高いほうが受給者となり、所得によって支給額が変わるため、児童の父母双方の所得を確認する必要がございます。図では2-①、②の部分でございます。現在は児童手当受給者の配偶者の所得情報はホスト端末からのみ得られるため、現況届の審査時にはホスト端末と児童福祉総合システムの端末の両方を使わなければ審査処理を行うことができません。改修後は児童手当受給者の配偶者情報を連携住民DBサーバから、連携税務DBサーバから取り込む機能を追加することで、児童福祉総合システム端末のみで処理が可能となり、事務の効率化及び正確性の向上が図られます。児童手当受給者で、所得の確認作業が必要な対象者は約1万1,500件でございます。事業の概要は以上となります。

恐れ入ります資料47にもう一度戻ります。4ページをご覧ください。こちら個人情報の処理システム開発・変更関係でございます。記録される情報項目はこちらに記載のとおりとなっております。新規開発・追加・変更理由の内容につきましては、ただいま事業概要で説明したとおりでございます。また下の開発等を委託する場合における個人情報保護対策につきましては、ここに記載してあるとおりです。運営上の対策として3点、システム上の対策として5点の対策を実施いたします。新規開発・追加・変更の時期でございますが、令和2年4月に改修プログラムを作成し、7月には本稼働の予定でございます。

次に6ページをご覧ください。こちらで児童手当の支給に係るホストコンピュータシステムの改修についてです。記録される情報項目は記載のとおりでございます。続いて開発等委託する場合における個人情報保護対策につきましては、委託は行わず、区職員が直接改修を行うため該当いたしません。新規開発・追加・変更の時期でございますが、令和2年2月に開発し、5月にテストを実施した上で本稼働の予定でございます。

次に7ページをご覧ください。システム改修業務等の委託についてです。委託先は株式会社電算です。委託に伴い事業者処理される情報項目は記載のとおりでございます。委託理由は本システムの開発事業者であり、改修・保守業務を効率的に行うことができるためでございます。委託の開始時期及び期限につきましては、システム改修業務は令和2年4月から6月まで、また、保守業務は令和2年7月の本稼働後から、令和3年3月31日まででございます。次年度

以降も同様の保守業務委託を行います。システム改修業務は改修プログラムを委託先で作成し、そのプログラムを児童福祉総合システムのAPサーバに適用させることとし、委託先には個人情報を取り扱わせません。ただし保守業務については先に述べた項目を取り扱う可能性がございますので、8ページにございます受託事業者に行わせる情報保護対策の運用上の対策の3に記載しましたとおり、委託先がシステム機器を操作する際には事前に作業内容の報告を求め、区が承認した後に実施することで、委託先が不必要に個人情報に接すること、個人情報を持ち出すことを防いでおります。説明は以上でございます。

**【会 長】** 事務局のほうから、セキュリティアドバイザー意見を報告してください。

**【区政情報課長】** セキュリティアドバイザー意見一覧をご覧ください。上から2行目でございます。アドバイザーのほうからシステム改修及び業務委託ともに運用上の対策、システム上の対策は十分とられているとのことで、担当課のほうからはシステム改修時の実データを使用した検証作業は区が行うなど、保護対策を徹底するとの回答いただいております。以上です。

**【会 長】** それでは本件についてご質問かご意見がありましたらどうぞ。

ないようでしたら、システム改修の諮問事項については承認、それから改修業務等の委託については報告事項ですから了承ということでよろしゅうございますか。

では本件はそういうことで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は資料48「新宿区立四谷スポーツスクエア開設準備業務（団体登録及び施設予約受付業務）の委託について」であります。説明者は資料を確認の上、議案をご説明ください。

**【生涯学習スポーツ課長】** 生涯学習スポーツ課長です。よろしくお願いいたします。

まず、資料を確認させていただきます。資料48、それから別紙で資料48-1、資料48-2、この3点になります。

それでは資料に沿って説明させていただきます。「新宿区立四谷スポーツスクエア開設準備業務（団体登録及び施設予約受付業務）の委託について」でございます。資料48の2ページをご覧ください。こちら業務委託の目的でございます。令和2年4月に、新規施設として新宿区立四谷スポーツスクエアを開設いたします。4月1日からの開設に先立って利用される方の団体登録、それから利用の予約の受付の業務を事前に行うことで、4月の開設と同時に区民の方に円滑にご利用いただけるように事前の受付業務を業務委託により行うものでございます。

事業内容の1、事業の概要でございます。先程申しました新宿区立四谷スポーツスクエアは区民の皆様、あるいは区外の皆様にもご利用いただく予定ですが、スポーツ、文化的活動、相互交流、そして会議などにも使っていただける施設でございます。多くの人のスポーツの親交、

にぎわい豊かなまちの実現を図ることを目的に令和2年4月に区立施設として開設する予定でございます。こちらの施設には会議室が5室、それからスポーツができる多目的ホールもございます。区民団体、あるいは区外の方々の団体向けに、団体向けに貸し出しを行うのですが、事前に団体の登録、それから利用の予約をしていただくこととなります。それを4月からオープンするに当たって、事前に受付業務を委託するものでございますが、この施設は4月以降指定管理者制度により運営していく予定でございます。指定管理者の指定につきましては2月の議会に上程をさせていただきまして、指定についての議決をいただく予定です。既に区のほうで公益財団法人新宿未来創造財団を指定管理者候補団体として選定をしております。こちらにこの事前の受付業務を委託するというものでございます。

具体的な委託する業務内容は、2に記載してあるとおり3つの業務です。このうち個人情報を取り扱う業務は(1)(2)となります。まず、(1)の団体登録受付業務については、別紙の資料48-1のカラーのA4横の資料をご覧くださいませでしょうか。4月以降に利用を予定されている団体から、団体登録の申請をしていただくこととなります。新宿コズミックセンターでございます新宿未来創造財団の事務所で、窓口で団体登録の申請の受け付けをいたします。その際に申請書に個人情報、団体名あるいは区民団体、区外団体といった登録区分、それから団体を構成されるメンバーの皆さんのお名前、ご住所、年齢、そして電話番号、メールアドレス、連絡先といった項目を記入していただいた申請書を受付に提出していただきます。その際には窓口でご本人確認ということで身分証の提示、代表者の方の身分証の提示も予定しております。受託事業者は、窓口でその申請書の受領をして、一時的に保管をいたします。指定管理の業務が開始される前ですので、実際の承認行為は区が行います。受託事業者は申請書の一時的な保管、もちろん施錠のできるキャビネットにて保管をした上で、新宿区に1日単位で、申請書の受渡しをいたします。区のほうで、受け取り受領後、団体登録の承認の手続をいたします。その上で登録証を発行するのですが、登録証をまた受託事業者の事業者へ受渡し、受託事業者が郵送で登録証を代表者の方にお送りするという手続の流れになってございます。

この申請書、個人情報が記載されたこの資料の取扱いにつきましては鍵つき、施錠できるキャビネットにて保管した上で、区との受渡しについても鍵つきのトランクケースを用意いたしまして、受渡しを1日単位ごとに行う予定でございます。その際には内容の日時ですとか、件数ですとか、担当者名ですとかそういうものを、記録をとることによって、受渡しの記録をとるというような予定でございます。

次に、委託する業務内容の(2)の施設予約受付業務についてです。恐れ入りますが別紙の

資料４８－２をご覧くださいませでしょうか。団体登録をされた方々が実際に４月から７月分までなのですが、利用の予約をしていただく業務処理になります。施設予約者申請者は、予約申請書に記載していただきます。団体の登録番号、団体名、それから代表者、連絡者のお名前とご住所、お電話番号、連絡先を記入していただいた予約申請書と同じく、新宿コズミックセンターにございます受託事業者の窓口へ提出をしていただきます。そちらも受託業者が、一時的に保管をするわけですが、そのときに予約の空き状況の確認する際に、これはまだ業務のシステムではございませんが、簡易的な台帳管理の形でパソコン上のエクセルの表で、空き状況の管理をいたします。その際には団体名と団体の登録番号、そして人数、利用年月日を記録して、施設の空き状況を管理する形になります。その上で先程の団体登録と同様に、予約の申請書を区に受渡しをいたします。こちらで利用の承認を区のほうで行い、その利用承認書、これを再び受託事業者へ受渡し、受託事業者から団体、団体代表者に郵送で承認書をお送りするという事務の流れになってございます。

恐れ入ります、また資料４８の２ページにお戻りください。３の申請件数の見込みですが、これは３月中、３月までの間なのですが、団体登録で、およそ２００件の申込みがあると見込んでございます。今現在の区立のスポーツ施設の利用の登録団体数が参考数値で３、４００件あまりございます。この後、新たな四谷のスポーツスクエアの施設の団体登録の申込みは２００件ほどあるのではないかと見込んでいるところでございます。それから４月から７月までの施設予約の件数は５００件程度を見込んでいるところでございます。

資料４８の３ページをご覧くださいませでしょうか。業務委託の別紙、「別紙（業務委託）」となっている資料でございますが。こちらの資料についても簡単にご説明させていただきます。

まず、表の上から４段目の項目、委託に伴い事業者へ処理させる情報項目、団体登録に係るこの個人情報ですが、団体名、区民団体か区外団体かの登録区分、それから氏名、住所、年齢、電話番号、メールアドレスという項目になってございます。また、施設予約に係る申請者の情報個人情報の項目といたしましては、団体の登録番号、それから団体名、団体の代表者及び連絡者の氏名、それから代表者の住所、電話番号を取り扱う予定でございます。

それから記録媒体ですが、こちらは事前の処理におきましては紙媒体で行う予定でございます。団体登録申請書、施設予約申請書、それから区のほうで承認をした後に発行する団体登録証、利用の承認証は紙媒体となります。それから電磁的媒体では、先程の空き状況の確認に使う委託先のパソコンの中で、団体の団体名と団体番号それから利用年月日、そして利用人数となりますが、個人情報は扱わない予定でございます。

委託の理由は先程申し上げたとおりでございます。委託の内容は団体登録受付業務と施設予約受付業務でございます。委託の開始時期及び期限は、令和2年の2月中旬、今月中旬以降に業務委託を開始し、期限は3月31日までとしています。こちらは、4月1日からは指定管理業務として開始する予定ですので、3月31日までという形になります。

それから委託に当たり、区が行う情報保護対策といたしまして、運営上の対策を記載してございます。契約に当たりましては個人情報の取扱いの特記事項、こちらは5ページ目に別紙としてつけてございます特記事項を付しまして、新宿区の情報セキュリティポリシー及び新宿個人情報保護条例の遵守を義務づけ、委託を行います。また、随時、区の職員が受付業務を行っている現地の立ち入り調査を行い、現地での個人情報の管理保管状態の確認をいたします。申請の承認は3月いっぱいまでは指定管理業務がまだ開始されておられませんので全て区で承認の手続を行います。申請書の原本につきましては、受理後はすぐに施錠のできるキャビネット等に保管いたしまして、承認書等の受渡しつきましても、鍵つきのケースで運搬し、直接手渡しで行うとともに、受渡しの日時、担当者、取扱者そして内容、数量も確認書という形で記録をとります。そして申請書の情報は、委託が完了した後には全て区のほうに返却を、一切、事業者のほうで保管をしないという形で確認をとります。そのような形でこの業務委託を行っていく予定でございます。説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【会長】 それでは本件についてご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 今後の予定もいろいろある中でされているのでよく分かるのですが、まず、処理させる情報項目について伺いたいと思います。団体構成員の情報項目ということで団体名からいろいろ書かれています。団体名、区分、氏名、住所、このあたりまでは構成員全員の情報をとるとということについて、ある程度そうなのだろうと分かるのですが、その後の年齢、これは代表者の方も含めて全員分、年齢というものをとる必要性というものについて、なぜなのかということをご説明いただきたい。あと電話番号とメールアドレス。これは代表者の分だけあれば十分なのではないかという感じがするのですが、これも全員分とるのかということについて教えてください。

【生涯学習スポーツ課長】 年齢につきましては、特にお子様などの場合に、事故があった場合に、未就学児、幼児のお子様がいらっしゃったりする場合もあり、年齢もお聞きしているという状況はございます。ご高齢の方、幼児の方などの情報を把握するために、年齢をお聞きしている状況です。

それから電話番号とメールアドレスにつきましては必須ではなくて、特に代表者と、それか

ら通常の連絡先としてご連絡をとる方についてはいただくようにしております。それ以外の方については任意というような形で記入をしていただいている状況です。

【三雲委員】 分かりました。ただ年齢に関しては事前に知っておく必要がどれくらいあるのかということについて、保険の関係とかあるのかもしれませんが、もう少し精査をしていただければと思います。

それと、資料４８－１、２の情報の流れを見ているところ、申請書原本については、これは３月３１日までは原本は基本的に新宿区のほうに残るものであって、この受託事業者のほうには毎日送り込んでくるわけなので、そういった原本は残らないという理解でよろしいのでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】 ご指摘のとおりで、申請書は常に最終的には区のほうで保管いたします。実際には４月以降、指定管理業務が始まった以降に、改めて区のほうから指定管理者に保管をお願いするという流れになります。

【三雲委員】 そうすると、指定管理者が決まって、そこと協定を結ぶときに第三者提供という形で、これまた条例上の処理を行う。またこれは指定管理者に行わせる情報処理ということでも、条例上の処理を行う。こういった理解よろしいわけですね。

【生涯学習スポーツ課長】 今回は事前の業務委託ということでご説明させていただいておりますが、４月以降の指定管理者につきましてはまた別途、諮問させていただく予定でございます。

【会 長】 ほかにご質問かご意見は、ございますでしょうか。どうぞ、藤原委員。

【藤原委員】 先程、団体構成の方の年齢の話が出たときに、想定されている構成員の中に、未成年者も入っているような想定を前提にされているかと思ったのですが、何か事故があった場合に、その保護者等々に連絡するための情報が必要になるとか、そういうことはあり得るのでしょうか。

【生涯学習スポーツ課長】 未成年者の方で、保護者の方に連絡をするにしても、事前に保護者の方の連絡先をいただくということはいたしません。もちろん、その代表者の方、それから団体の連絡先を通じてご連絡いたしますが、ただ、メンバーの中にお子さんがいらっしゃるのか、そういうことは把握しておく必要があると考えてございます。

【藤原委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたらこれは報告事項ですので了承ということでよろしゅうございますか。

では本件は了承ということで終了いたします。

次は資料49「総合自転車対策業務の一括委託等について（変更及び追加）」であります。説明者は資料を確認の上、議案をご説明ください。

【交通対策課長】 交通対策課長でございます。よろしくお願いたします。それでは総合自転車対策業務の一括委託等についてご説明いたします。本案件の説明に際し、使用する資料は資料49、資料49-1、参考49-1、参考49-2及び参考49-3でございます。

それではまず資料49の2ページをお開きください。はじめに目的についてです。放置自転車対策の強化を推進すべく、現状7件ある委託業務を一括化し、各業務間の連携強化を図り効率的な業務を実施する。また問合せ先を一元化しさまざまな問い合わせに対してワンストップで対応できるよう「自転車対策コールセンター運営業務」を新規業務として追加し、区民サービスの向上を図るものでございます。

次に事業の概要についてご説明いたします。交通対策課では現在、放置自転車対策として、記載にあります7件の委託業務を契約しています。これら7件の委託業務を効率的に実施するためには相互に連携をとりながら業務を行うことが必要です。しかし現状は各業務間の連携は区を介して行っていることもあり、効率的な連携が図れていないことが課題となっています。また区民から問合せを受けた際に、案内する窓口も業務ごとに異なっており、問合せの対応をワンストップで行えないことも課題となっています。そうした課題の解消に向け、今回7件の委託業務を一括化し、連携強化を図ることで効率的な放置自転車対策を実施いたします。また問合せ先を一元化し、さまざまな問い合わせに対してワンストップで対応できるよう、「自転車対策コールセンター運営業務」を新規業務として追加し、区民サービスの向上を図っていきたいと考えています。

続きまして2の一括化対象業務の一覧表をご確認ください。こちらの表はそれぞれの業務における個人情報の取扱いの有無及び本審議会への報告の有無について記載した表となります。①から⑦の業務が今回一括化の対象となる業務となり、そのうち個人情報を取り扱う⑤⑥⑦の業務につきましては、過去に本審議会にて報告させていただいているところでございます。

続きまして3の新規追加業務についてです。こちらは今回追加する業務である自転車対策コールセンターの運営業務についての表となります。こちらの業務については個人情報の取扱いがございますので、本審議会にてご報告させていただきます。

次に3ページをお開きください。こちらの委託先の欄についてご説明いたします。本件業務の事業者はプロポーザルで選定となっており、プライバシーマークを取得していることがプロ

ポーザルの参加条件となっています。

続きまして委託に伴い、事業者処理させる情報項目についてご確認ください。新規追加となる自転車対策コールセンター運營業務に係る情報項目についてご説明いたします。まず委託先が収集する項目としては問合せ者の氏名、住所、電話番号、問合せ内容となります。委託先に提供する項目としては過年度を含む撤去車両所有者の住所、氏名、電話番号、自転車防犯登録番号、原付標識交付登録番号、車体番号、車両番号標、標駐輪施設利用希望者の住所、氏名、電話番号、申請箇所、利用期間、自転車防犯登録番号、原付標識交付登録番号、勤務先、通学先、利用料免除資格証明となります。

ここで資料49-1をご参照ください。こちらは自転車対策コールセンター運營業務における個人情報の流れを記載したものでございます。図の左側の「区民等」と記載されたところをご参照ください。こちらの「区民等」が問合せをする人を想定していただきまして、問合せの方法につきましては電話でございませう。問合せ内容については放置自転車の撤去依頼、撤去車両の照会、駐輪施設の空き状況及び自転車に関する全般といった問合せを想定しております。

次に個人情報の流れについてご説明します。まず①区民等から問合せがコールセンターに入ります。なお、こちらのコールセンター業務の事業者については、再委託を想定してございませう。続いて②問合せ内容への回答を再委託先のコールセンターが、委託先のクラウドサービスから回答を取得します。③取得した情報をもとに区民等へ回答を行います。その後コールセンターにて問合せの対応記録等をまとめて、④コールセンターから委託先へ報告書の作成・提出を行います。最後に⑤委託先から新宿へ報告書を提出するといった流れとなります。

続いて図の中央にございませうクラウドサービスについてご説明します。クラウドサービスにて共有されるデータは、自転車保管場所業務や駐輪施設窓口業務において取得する撤去車両、所有者に関する情報、駐輪施設利用希望者に関する情報などが共有されます。クラウドサービス使用に関して講じるセキュリティ対策は右側の黄色の四角にありますとおりID、パスワードの設定・認証、デバイス認証、クラウドへのアクセスを職務に応じて制御することとなります。

またコールセンターで使用するパソコンに関するセキュリティ対策は、左側の黄色の四角にありますとおり、入室管理システムの整備、アクセス制御、ID、パスワードによる利用認証、ログ監視、ウイルス対策ソフトの導入、業務履行後のデータ消去、ファイアウォールによる保護、情報はパソコンには保存しないで全てクラウドサービス内に保存するといった対策を行います。

資料49の3ページにお戻りいただき、資料の真ん中のあたりに過去の本審議会において了承済みの業務についての記載がございます。こちらにつきましては時間の都合もございましたので参考資料49-1、49-2、49-3をご参照いただければと思っております。

それでは資料の4ページをお開きください。真ん中の委託の開始時期及び期限についてです。委託の期間としては令和2年4月1日から令和3年3月31日までとしており、業務評価実施の結果、評価結果が優良または良好な場合は次年度以降も同様の業務委託を行います。

次に10ページをご確認いただけますでしょうか。こちらは再委託についてのご説明となります。委託先のところをご確認ください。コールセンターは再委託を想定しているとお話しさせていただきましたが、再委託先は委託先が指定する事業者で、プライバシーマーク取得事業者を想定しています。次の欄の再委託に伴い事業者処理させる情報項目は、先程ご説明させていただきました情報項目と同様です。

次の欄の処理させる情報項目の記録媒体は紙媒体の報告書、電磁的媒体は再委託先のパソコン及び管理システム、委託先及び再委託先が使用するクラウドサービスとなります。次の欄の再委託の理由でございますが、コールセンター運営業務について専用機器や対応ノウハウが必要であり、業務に精通した事業者へ再委託することで、効率的に事業を進めることができるためとさせていただきます。簡単ではございますが、私からの説明は以上となります。

**【会長】** 事務局のほうからセキュリティアドバイザーのご意見を報告してください。

**【区政情報課長】** 意見一覧をご覧ください。上から3行目でございます。アドバイザーから、必要となる十分な対策はとられているものの、さらに助言するというので、業務を行う各対象パソコンにおいて共通のクラウドサービスを使用することとなっている。そのため情報漏洩等の事故が起きた際に、履歴をきちんと追えるようログ監視ソフト等により業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることということでいただきました。

担当課のほうは委託先に対し、ログ監視ソフト等により本業務の対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、事故防止対策を徹底させるとの回答いただいております。

**【会長】** 再委託の理由ですが、再委託先に直接委託するというわけにいかないのですか。何で途中に、間に委託先が入るのですか。

**【交通対策課長】** 事業としまして、一括委託ということで事業を行わせていただきたいと思います。そうした中で数多くの業務を一括して行い、その情報をもとにしたコールセンターとなりますので、コールセンターだけを独立させる形ではなく、再委託という形にさせていただきたいと思っております。

【会 長】 委託先というのはどういうところを想定しているのですか。なぜ違うのか。重複するのではないかという質問ですよ。

【交通対策課長】 放置自転車対策は、放置自転車の利用者に対する啓発業務、それから撤去業務、保管場所の管理業務、あと駐輪場の一部運営業務、こうしたものを行っております。撤去、あるいは保管場所など、さまざまな問合せがございますので、一元化した上でコールセンターを設けるものでございます。

【会 長】 業務の一部、コールセンター業務だけを再委託する。そういうことですか。

【交通対策課長】 はい。

【会 長】 ほかにご質問かご意見は、ございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】 今回、今までもこういった自転車の整理とか撤去とか、あるいは撤去された自転車の管理されている方々が、複数の事業者がいらして、これらを統合し、1つの事業者にとめる。そうすると事実上の物理的な作業を行う事業者がメインになるわけですが、こういったコールセンター業務に関してはその方たちがやるのが難しいので、その部分だけ切り出して再委託をする必要があると理解はいたしました。

気になるのは、この管理システム、クラウドサービスとなっておりますが、そこで情報を委託先と再委託先が共有するという事は、どちらもここにアクセスできるのだということは分かりますが、このクラウドサービス、管理システムというのはどういうものなのかをまず伺いたいのです。そういったパッケージシステムみたいなものがクラウド上にあって、それを使うという形なのか、それとも単純にクラウドサービス、要するにストレージみたいなものにデータベースを置いて、そこにアクセスできる、それだけのものなのか、これはどちらなのでしょう。

【交通対策課長】 クラウドサービスについてご説明いたしますと、マイクロソフト社が提供しますクラウドサービス、A z u r eを活用することを想定しております。こちらのA z u r eは既に先行して総合自転車対策業務を行っております自治体等でも活用されており、セキュリティ面においてはマイクロソフト社によって対策が講じられており、強固なものと理解しているところでございます。

【三雲委員】 お聞きしたのは、A z u r eでもAWSでもいいのですが、それらクラウドは要するにストレージがウェブ上にあって、物理的にパソコンに管理していないというだけの話なので、そのストレージに何が入っているのかが気になります。システム、パッケージシステムか何かを入れているのか、あるいは単純にエクセルでも何でもいいのですが、データベース

があってそこにアクセスするだけなのか、それはどちらなのかという話を聞いているのですが。

【交通対策課長】 パッケージです。駐輪対策に特化した専用のパッケージのものでございます。

【三雲委員】 そうすると、そういったパッケージシステムを委託先、再委託先のどちらかが購入して契約をし、そこにクラウド上、A z u r e に設定をしてインストールして、そこに両者がアクセスできるのは分かりました。このパッケージシステムを誰が買ってきて、A z u r e に設定するのか。これは委託先ですか、再委託先ですか。

【交通対策課長】 これは、今回委託を予定しております受託者が、自社開発したパッケージシステムでございます。まだ、委託予定ではありますが、プロポーザルの説明の中で、セキュリティ面でも非常にすぐれたものと理解しているところでございます。

【三雲委員】 今の話を総合すると、委託先が自社開発をしたパッケージシステムということなので、多分パッケージシステムと言わないですね。自ら開発しているのですから。それをA z u r e 上に設定・運用し、そこには委託先と再委託先、両方ともアクセスすることができますということが分かりました。そうすると委託先はこれ自分で、自転車を回収し、それに関する情報をクラウド上の管理システムに入力していくわけですね。例えばその回収された自転車について、返還がなされたときに返還済みということで、この場合は多分消去するのだろうと思いますが、再委託先はコールセンターをやりますが、そのときにこのクラウドサービスの管理システムに何か書き込んだり、あるいは変更を加えたりといったことはなされるのですか。

【交通対策課長】 変更は、データに対しては必要であればしていくことになるかとは思いますが。

【三雲委員】 そうすると、これは共通して管理というのはまさに委託先もこのクラウドサービス上の管理システムに入力をするし、変更も加えるし、同時にコールセンターの側でも問合せ状況等を書き込んだりとかして、データに変更を加えていく、そういったことでよろしいわけですね。

【交通対策課長】 可能性としてはあるかと思っております。必要に応じてそういうこともあるかと思っております。

【三雲委員】 分かりました。それと、これは管理をされているのはあくまでも委託先であるということがよく分かりました。

あと、データの消去というお話なのですが、業務の履行後データを消去と書かれていますが、業務の履行というのは何を指すのかがちょっと分かりません。放置自転車の場合、放置自転車

がここに登録されるとさまざまな情報、例えば所有者の住所、氏名、電話番号、それから防犯登録番号、それらが登録されることになると思うのです。その後、この方が引き取りに来られない、特に連絡もないということになると、一定期間がたつと、この自転車については処分されることになると思うのです。これは処分時にデータが消去されるということでしょうか。

【交通対策課長】 処分と同時にデータが消されるというのはなくて、こちらの事業者との契約終了後にデータが消去されます。

【三雲委員】 委託結果が良好であればずっと年度を超えて再契約をし続けるということになると思うのです。これは考えによっては、未来永劫、自転車を放置された方の情報が蓄積されたデータベースがそこにつくられていくことになると思うのですが、どこかのタイミングでこれは消していけないと管理上問題があると思うのです。いかがでしょうか。

【交通対策課長】 こちらの委託につきましては、事業者が良好であれば3年間まで更新できると今考えてございます。ただデータにつきましては、契約の更新までの3年間が終わった時点で一度データのほうはリセットするということを考えてございます。

【三雲委員】 それはそれでまた業務に支障が生じそうです。3年後に全部リセットしてしまうと、その日の前に回収した自転車に関する情報も1回全部リセット、消去されることとなります。そうするとその部分については全く管理ができなくなると思うのですが、それでもよろしいのですか。

【会 長】 済みませんが、扱う内容が実はよく分かりません。コールセンターは何のデータを扱うのですか。

【交通対策課長】 放置自転車は、駐輪場ではなくて、主に駅前等の道路上に自転車を放置し、そのまま駅で電車に乗って行ってしまうことなどにより発生します。こういった道路上に放置された自転車について、私どものほうで条例に基づき撤去をいたします。その撤去した自転車の保管場所が区内に3カ所ございます。そちらのほうに持って行き、一時的に保管いたします。所有者に対しましては、防犯登録番号から所有者を確定し、そちらのほうに郵送で撤去された自転車を「どこどこの保管場所で扱っているのとりに来てください」という通知をします。撤去された所有者は保管場所に自転車をとりに来られた際には手数料を頂くなどの事務を行っているところでございます。

【会 長】 それを、このコールセンターに頼もうということですか。

【交通対策課長】 いろいろな問合せがございますので、例えば撤去された区民の方は、朝、自転車を道路上に置いていって、帰ってきたらないと。撤去されたのかあるいは盗難されたの

か分からない場合がございます。そうした問合せが区のほうに入ります。

【会 長】 警察ではなくて、まず区に入ってくるのですか。

【交通対策課長】 区に入ってまいります。撤去業務を行っているのは新宿区ですので、まず新宿区のほうに入って来ます。その上で、新宿のほうで、撤去したということであれば保管所のほうをご案内します。

【会 長】 それを区がやるのではなくて、この委託先に頼もうということですか。

【交通対策課長】 問合せ等の照会、回答等をコールセンターにお願いしようというものでございます。

【会 長】 区にかかってきた電話をそちらに回すということですね。

【交通対策課長】 コールセンターの専用の電話を設けますので、直接電話がコールセンターにかかります。

【会 長】 かけてもらうコールセンターというのはその再委託先ですよ。

【交通対策課長】 はい、そうでございます。

【会 長】 三雲委員、どうぞ、質疑を続けてください。

【三雲委員】 先程、情報をリセットするタイミングが契約終了時だということになると、契約が継続する限り情報がひたすら蓄積されるのではないかというお話に対して、3年後に1回全部リセットしますということでした。3年後のリセット時の直前に回収、撤去された自転車に関する情報、自転車の所有者に関する情報はなくなってしまうと困りますよね。そうすると3年後にリセットといっても、リセットするときに消す情報と消さない情報は、これを選択しなくてはいけなくなるはずなのですが、その辺の基準というのも今伺った話だとなさうです。あともう1つ、駐輪場の管理もされるわけですよ。そうすると駐輪場利用者に関する情報は、駐輪場の利用期間に関しては当然管理しておく必要があると思うのです。その期間が終了したときにはその個人との関係では、その情報を持っておく理由がなくなるはずなので、本来であれば消去しなければいけないと思うのです。先程のご説明だと3年たつまでは消去しないという話、ちょっとこれは管理の仕方としていかがなものかと思うのです。検討されてはいかがでしょう。

【交通対策課長】 駐輪場の利用者の個人情報につきましては、これは条例等で保存年限が決まっております。その間は情報として保存しております。ただ期間が過ぎればこれは処分ということになります。そうした対応をしているところでございます。

【三雲委員】 先程の業務終了後データ消去という話にもう1回戻りますが、ここで言うところ

ろの業務終了、業務履行後というのは、駐輪場利用者に関しては駐輪場の利用が終わった後、保存年限が経過した場合、これを業務履行と捉えて、その都度消去していく。そういうことでよろしいわけですね。

【会 長】 三雲委員、今のところですが、駐輪場の利用者の人と、放置自転車撤去された人の情報もあるわけでしょう。

【三雲委員】 駐輪施設の業務は2つあって、両方やるのです。

【会 長】 この問合せ業務を、コールセンターが行うのですね。

【三雲委員】 そのデータセンターには、撤去された自転車に関する所有者の方と、施設を利用されている方の情報、両方入っているのです。

【会 長】 利用者の情報というのは何のこと。

【三雲委員】 駐輪場利用者です。

【会 長】 だけれども、登録していますということが載っている。

【三雲委員】 どのどなたが、駐輪場を使っているということを管理するし、さらには、駐輪の利用の申込みをしたのだけれども、順番待ちになっている場合もあります。

【会 長】 そうなのが、いろいろある。先程の質問に説明できれば、事務局、回答してください。

【区政情報課長】 まだ、別の質問もあるかとは思いますが、今の三雲委員のご質問に関しては、それぞれの業務で、情報の必要な期間とそれから業者のほうに持たせておく期間、返却をしていただくタイミングなど、その辺については整理をさせていただき、今のご質問については、次回整理をさせていただき、ご報告したいと思います。

【会 長】 今の件で言えば、駐輪場利用者の情報と、撤去自転車に関する情報とか、全然違う施設の情報ではないかと思われているので、廃棄の時期はちょっと違うと思うのです。両方を一括して、委託期間が終了した時といたら確かに「消去するのは、いつですか」みたいな疑問が生じます。それぞれ分かれるのであればきちっとそこを明確に、こういう場合に破棄する、利用者についてはこういう時期、それから撤去自転車についてはこういう時期に破棄する。そのようにされたらいいのではないですか。

【交通対策課長】 委託する各業務は重なっておりますので、それぞれの業務ごとに廃棄等について、しっかり決めていきたいと思っております。

【会 長】 三雲委員、その程度でいいですか。ほかに質問は、ございますか。では、伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】 このクラウドサービスへアクセスする方がどんな方なのかというのがちょっと気になります。資料49-1の最初の図を見るとクラウドサービスに対して自転車保管場所業務と駐輪施設窓口業務の2つから矢印が引かれています。これは具体的には、例えば中井駅など駅の近くに実際そういった窓口、場所があると思うのですが、そういったところからアクセスするという意味で間違いはないですか。

【交通対策課長】 各現場で取得した情報を、パソコン上で、このコールセンターの方がクラウドに行って情報を取得します。例えば撤去した自転車等について、現場でそのデータを入れます。そうした現場でとったデータをクラウドに入れているということになります。

現場では、タブレット等を通して各整理指導員あるいは撤去する人がデータを入力していくということになります。例えば一台の自転車を撤去する場合、その時点で何月何日、どういう自転車を何時何分に撤去するというデータをタブレットに入れます。そのデータがクラウドに入っていく。そうしたイメージです。

【会 長】 個人情報はどうやって収集するかが、一番重要です。個人情報を誰が収集し、また、誰かに委託するのか。区の職員がまさか全部やっているわけではないでしょう。駐輪場のほうはどのようになっているのか。誰が個人情報を最初に収集するのかを説明しないと、ここは、やはり議論になっていかないですね。

【交通対策課長】 手順から説明いたしますと、今、撤去を例として挙げましたが、区内の放置自転車の整理指導員を、各駅等に配置しています。放置自転車があった場合には、それを撤去する時点で整理指導員、委託業者になるのですが、自転車のデータを、今申しましたように、入力していきます。自転車の登録番号や、車体の色、証拠となる写真など、データとして保管するということです。そうしたデータをもとに、問合せがあったときに、コールセンターにもそうしたデータ共有できますので、「何月何日にお宅様の自転車を撤去しております」など、回答することができるというところになります。

【会 長】 整理員というのはどのような人ですか。

【交通対策課長】 委託業者が雇うものです。新宿区内には31の駅があります。各駅の駐輪場あるいはその周辺に人を配置いたしまして、放置する自動車利用者に対して、「ここ置かないください」「駐輪場はあちらにありますのでご利用ください」などの案内をいたします。

【会 長】 どのような質の人を選んで、新宿区では、何百人ぐらいいるのですか、

【交通対策課長】 1駅あたり、だいたい4人から5人はいますので、100人以上は少なくとも新宿区内で働いています。

【会 長】 新宿区とその整理員とはどういう契約になっているのですか。

【交通対策課長】 受託業者が雇用している方々となります。

【会 長】 そのような人たちが、先程の説明ですと、最も原始的な個人情報を持っているわけですね。それをどこにどのように処理されていくのですか。

【交通対策課長】 専用のタブレットに、撤去時間などのデータ、あるいは写真を取り込み、そのまま直結してクラウドのほうに入っていくと理解してございます。

【会 長】 そうですか、分かりました。どうぞ、伊藤陽平委員。

【伊藤（陽）委員】 このクラウドサービスにタブレットから、100台ぐらいタブレットが多分できて、そういった方がまちの中にいらっしゃるというイメージ。クラウドサービスにデータをアップロードするというのが分かったのですが、閲覧できる権限というのはどのように整理されているのですか。例えば自転車保管業務の方が入力したデータに関しては、入力した人しか見られないのか。また、新宿区が、資料の図を見るとUSBでのデータのやりとりや、紙でやりとりをしているのですが、新宿区は、このクラウドサービスとどのようにかかわるのかも非常に気になります。紙でご報告いただくというのもいいと思うのですが、内容もある程度見られたほうがいいと思います。先ほどのデータ消去に関しても新宿区の判断で消去できるというのもあっていいと思ったのですが、そのあたりの整理はどのようにされているのですか。

【交通対策課長】 まず、クラウドへのアクセスは資料49-1の黄色の右の枠の一番下にありますように職務に応じて設定いたします。誰がアクセスできるのかについては適切に設定していきたいと思っております。

あと、新宿区からアクセスができるのかというところでございますが、現在は新宿区の職員はこちらのクラウドには直接は入れないということを想定してございます。直接的には入れないので、もしこのクラウドの中のデータを区のほうを取得ということになれば、今の段階では紙ベースになると考えてございます。

【伊藤（陽）委員】 それこそタブレットが100台も出るという話だったら、区もデータを見られるような状態になっている気もするのです。逆にこういったやりとりがあったほうがむしろリスクなのかなとも思います。また、どのようなデータが管理されているかを区が常にチェックできたほうが望ましい気もします。システム的には、それはできるような気もしております。あと、それだけの端末がいろいろな方の手に渡るということになれば、その対策も非常に重要だと思っております。例えば端末を落としたときどうするのか、デバイス認証、2段階

認証という表記があるのですが、これは何か電話番号など、そういったものにひもづいてやる  
とも思ったのですが、そのあたりの整理指導員の方の対策はどのようにやっているの  
でしょうか。

【会 長】 先程は聞かなかったのですが、整理員の委託業者というのもこの審議会に承  
認を得ているのですか。

【区政情報課長】 過去の審議の状況ということで、資料49の2ページに、一覧で、載せさ  
せていただいております。これまでは①から⑦の業務を、別々に委託契約しておりました。一  
括対象業務のうち、⑤⑥⑦が個人情報取扱いありということで審議会のご了承をいただいでい  
るところでございます。今回は、コールセンターをあわせて一括業務ということでお諮りをし  
ているようなところでございます。

【会 長】 これは駐輪場だけで、撤去はないですね。資料49の3ページだけ見る限り。  
駐輪場の管理でしょう、自転車の撤去委託の記述は見当たりません。

【交通対策課長】 個人情報、自転車に係る個人情報は、撤去の際に名前ですとか住所とかと  
いうのは、撤去のときには一切データとして入れません。参照もしていません。ただ、自転車  
の防犯登録番号だけは必ずとっております。

【会 長】 個人の氏名がなくても個人情報というのはそれから特定できたらいいのだから。  
特定する作業をむしろやろうとしているわけでしょう。

【交通対策課長】 今、会長おっしゃいましたように、自転車登録番号だけは、これはタブレ  
ットからどうしても入力しないといけません。そこについてはおっしゃるとおり個人にかかわ  
るものと思います。

【会 長】 最後は撤去し、誰からも連絡なければ警察か何かに渡すのでしょうか。

【交通対策課長】 撤去した自転車につきましては最終的には売却します。

【会 長】 警察に渡さなくていいのですか。区が売却できる。

【交通対策課長】 はい。これは条例に基づきまして、処分いたします。

【会 長】 分かりました。そういうやり方になっている。そこは今、今日の議題ではない  
からいいのですが、そのような委託業者がやっている仕事、扱っている個人情報がきちんと管  
理されているのかが、伊藤陽平委員と、私の疑問なのです。

【伊藤（陽）委員】 クラウドサービスが、ただ図が描いてあるだけなので、実態がよく分か  
らない。これがどんなものかある程度見えてくればもうちょっと話がしやすいと思います。と  
にかく、どのような方がどういうデータにアクセスできるのかというところはかなり厳しめに

見ていただき、特にその配置するタブレットはまち中にそれこそ出しまわっているわけですから、何かトラブルに繋がる可能性は非常にあると思います。それをしっかり、例えばIPアドレスを固定し、その端末でしかアクセスができないような情報をしっかり選ぶことができればそれほど問題にならないのかなとも思います。そこをしっかりと詰めていただき、共有いただければありがたい。あと、区がどのような形でこのデータベース、クラウドにアクセスするのかも、改めて考えていただければありがたいと思いました。以上です。

【会 長】 ほかにご質問ご意見は、ございますでしょうか。津吹委員。

【津吹委員】 確認させていただければ助かるのですが、2ページ目の内容にも4ページにも業務委託内容にもあるのですけれども、あえて高田馬場、新宿駅周辺という記述が委託内容の一部に入っています。区全域ということでもよろしいのですよね。新宿区内全域各駅、撤去も、管理もされていますので、あえてここに新宿駅、高田馬場と記述する理由は、今は委託業者が違うから列記したということなののでしょうか。

【交通対策課長】 委員、おっしゃるとおりでございます。今まではそうした表記をしてございましたが、今後はそうした表記はなくなるということでございます。

【津吹委員】 あともう1点。先程会長からもありましたように、警察との情報交換についてです。地域としてはまず新宿区を呼んで撤去して欲しいというよりも、警察に不法の自転車があるからということで来ていただくケースが多いのですが、その際警察は、撤去はしないで、登録番号から所有者を割り出して所有者に連絡をとり、とりに来るのか関係ないものなのか、不法性があるのかを調べて、結局、持っていけないというケースが多いのです。警察との情報交換されないのでしょうか。逆にもう一歩進めると、当然、警察との相互の個人情報のやりとりというのが発生するので、そこももしかしたら審議が必要なのかなと思います。教育委員会ですと、相互間の情報交換という審議をさせていただいているので、今後そのような審議が必要になるのか、もう一切そこはやらないということなのか、教えていただければ助かります。

【交通対策課長】 警察、区内4警察署とは、連携を密にしております。危険な駐輪について、警察等から依頼があれば新宿区のほうでも撤去もしております。また必要に応じてオートバイなども含め、違法駐車について、協力を警察にお願いすることもございます。連携を密にして対応しているところでございます。

【津吹委員】 その場合の個人情報の相互のやりとりというのはあるのでしょうか、ないのでしょうか。

【交通対策課長】 個人情報に関して申しますと、自転車には名前が書いておりませんので、

個人を特定できません。そのため、全て防犯登録番号から追っております。ただ、防犯登録番号の管理をしているのは警察でございますので、1台1台の番号を警察に照会し、警察から所有者、住所連絡先等をいただき、郵送、通知をしているというところでございます。

【会 長】 最終的には固有名詞が特定できる情報は、やっぱり全部個人情報として対応しないといけないと思います。登録番号は、後ろに隠れている個人名があるわけです。だから登録番号を扱うということは、まさに個人情報を扱っているわけです。

【交通対策課長】 個人情報を得るのに今、防犯登録番号を通してとご説明しましたが、これは、自転車法に基づいて自治体は警察のほうに照会すると定められております。それに基づいての手续を行い、個人情報を取得しているというところでございます。

【会 長】 取得してもいいけれど、それをどのように誰が管理し、それが外へ漏れないかどうかが問題なのです。個人情報を最初に収集し、どう記録して、どう管理して、どう廃棄するかという個人情報の流れをつかんでもらって、それで説明してもらわないと。今日は、最初から管理だけで入ってきたわけですよ。さっき言ったような、収集して、記録して、管理して、廃棄するというものをきちんと説明しないと。

【区政情報課長】 次回にまた改めてご報告をさせていただくことでこちらも考えます。

【会 長】 この案件は、すみませんが、次回への継続で、よろしいですか。それでは、継続ということにします。ご苦労さまでした。

次は資料50「区立保育園・子ども園における一斉メール配信業務の委託について」であります。説明者は資料を確認の上、議案の内容をご説明ください。

【保育課長】 保育課長でございます。よろしくお願いたします。「区立保育園・子ども園における一斉メール配信業務の委託について」です。

資料の確認です。お配りしている資料は資料50、ホチキスどめのものが1つと、それから資料50-1、このA4横のカラー刷りのものです。こちらの2部になります。お手元にございますでしょうか。

それでは資料に沿って説明をしてまいります。本件は表題のとおり、区立保育園・子ども園において、一斉メール配信システムを導入するという事案になってございます。あらかじめ参考としまして申し上げますと、新宿区立幼稚園、それから小中学校においてこのような一斉メール配信業務の委託というのは既に開始しておりまして、本事業においても同様の仕組みを導入するものでございます。

それでは資料50の2ページ目、事業の概要をご覧ください。3段目に目的とございます。

区立保育園・子ども園から防犯、防災及び行事等に関する緊急情報等を保護者へ一斉に提供することにより、子どもの安全を確保するとともに、円滑な保育園・子ども園の運営に資することを目的とするものでございます。

事業内容です。これまでの経緯を説明いたしますと、区立保育園・子ども園では在園児の保護者への防犯等に関する情報発信としては、しんじゅく安全・安心情報ネットというものを活用し、各園の事情に応じて必要な場合には電話連絡を行っているような現状でございます。しかし、ご存じのように感染症の流行、それから異常気象の発生の影響など、直前になって例えば行事を中止しなければならないなどの、そのような事例が非常に増えてきているという状況がございます。より迅速かつ円滑に情報を伝達する必要性が高まってきているところです。電話連絡では、保護者から、仕事中は電話に出られないといったような意見も寄せられているところでございます。こうした状況を受けて区立保育園・子ども園において一斉メール配信システムを導入したいと考えているところでございます。

ここで先程のA4の横の色刷りの資料50-1をご覧くださいませでしょうか。かかわるものが全部で3つございまして、一番左側が保護者、真ん中に委託先、こちらにメール配信のシステム、サーバがございます。それから右側は新宿区で、こちらは保育園・子ども園、保育課になります。保護者は左上のほうに矢印がありますが、保育園・子ども園から配布されるIDを使って、自分の携帯電話・スマートフォンあるいはパソコンから、このメール配信システムにインターネットを介してアクセスします。そのIDと、それから登録内容としましては、園児氏名、保護者氏名、保育園・子ども園名、クラス名、保護者のメールアドレス、こういったものを登録するということとなります。サーバに当然それが記録し、保存されることとなります。新宿区、保育園・子ども園のほうではメールを作成して、このメール配信システムにメールを送信します。そうしますと登録された保護者宛てにメールが配信されるということになります。

真ん中の委託先、こちらはプライバシーマーク取得事業者を想定しておりますが、サーバ、サイトを管理します。先程申し上げた園児氏名等、こちらが処理される情報項目になります。メール配信、あと、あまり件数としては想定されないとは思っていますが、保護者からの電話の問合せについても対応してもらおうように考えています。こうしたことが業務委託内容になってまいります。

最後に新宿区、保育園・子ども園ですが、こちらは管理者サイトというものがシステム上にございますので、必要に応じて、登録者の情報の管理、それから、通常は配信メール内容の作

成を行います。委託先にはセキュリティ対策としまして、真ん中の下のほうの赤字のところですが、入退室管理、サーバラック施設管理といった以下、通常とり得る対策はとってもらおうこととしております。

一方で保育園・子ども園におきましては、システム上のセキュリティ対策として不正侵入検知・遮断、Web閲覧制限、また、イントラネットシステムを介して行うものですから、情報システム課でとっている対策を行います。これに加え、運用上のセキュリティ対策として、取扱責任者・取扱者ID管理と、あるいはパスワードの変更管理、それから保育課における取扱責任者・取扱者による点検、こういった運用基準を定めて、円滑かつ安全に運用していきたいと考えております。

資料50、3ページをご覧ください。こちらは委託の内容になります。3段目に委託先とございますが、これはまだこれから契約いたしますので未定でございます。それから2段飛びまして委託理由ですが、区立保育園・子ども園における一斉メール配信の維持管理には、専門知識、ノウハウが必要であるためでございます。委託の開始時期及び期限は令和2年4月1日から令和3年3月31日までということで、次年度以降も同様の業務委託を行っていくと想定しております。事業者処理させる情報項目、委託の内容、その他情報保護対策につきましては先程の図で説明をいたしましたので、ここでは割愛いたします。雑駁ですが説明は以上になります。

【会長】 では、事務局のほうからセキュリティアドバイザーの意見を報告してください。

【区政情報課長】 アドバイザー意見一覧ご覧ください。一番下の行になります。既にほかの区立施設において導入されている仕組みということで、必要となる十分な対策はとられているという意見ですが、担当課のほうとしては、アクセス制御やウイルス対策、ログの記録管理等の保護対策を徹底いたしますと回答いただいております。

【会長】 ご質問かご意見ございましたらどうぞ。三雲委員。

【三雲委員】 今回のこの委託、非常にいい事業だと思うのですが、この委託先は個人情報取扱事業者として法律の適用を受けますので、個人情報保護法に基づいて利用者、利用登録の際に規約を示してその同意をとると思うのです。その規約の内容を確認されたのか、伺いたいと思います。

【保育課長】 まず保護者が最初にこのシステムに自分自身を登録する際に、その規約が表示され、それを保護者は確認した上で登録を行っていただくことになります。区側も、もちろん契約に先立って、その部分は確認をいたします。

【三雲委員】 これから確認するということですか。それとも、もう既に、提示されるべき規約の内容は、区側では確認し、それが特記事項を含む区が要求している個人情報保護の水準と合致していることは確認済みなのではないでしょうか。

【保育課長】 こちらは確認しております。その上での特記事項となっております。

【三雲委員】 それであれば結構です。それともう1つ、削除報告書の件なのです。多分これから同じような案件が増えてくると思うのですが、不要になったときの削除報告書というのは、どういう報告なのかがちょっと気になります。単純に不要になった情報は削除しただと、報告を受けたことにならないと思うのです。一体どのような情報を削除したのかについて、ある程度具体的に記載していただかないと、何を削除してもらったのか、こちら側でも特定できないという問題があります。その報告のさせ方についてはどのようにするのでしょうか。

【保育課長】 不要になった情報というのは、通常であれば、そもそも委託契約が終了した場合、それから個別に退園、卒園したというような状況かと考えております。そうしたことは当然区としても把握しているわけですが、消去する情報について、何を消去したかという内容も含めての報告を求めるということで考えております。

【三雲委員】 入退園は結構頻繁に行われるものなので、毎日退園者が発生するたびに削除報告書をつくって、渡してという話になると非常に大変なことになってしまうと思います。恐らく一定の期間ごとにやっていくことになると思うのですが、それもある程度幅があり過ぎても問題ですし、狭過ぎても大変というところも調整をしていただければと思います。以上です。

【会 長】 よろしいですか。ほかに質問かご意見。藤原委員。

【藤原委員】 確認したいのですが、このメール配信システムで送られるものに関しては一斉メールとなっています。個々の園児、個別の事情等々はないということによろしいのでしょうか。

【保育課長】 そもそも、個人情報を掲載したメールは配信しないという方針です。個々の児童についてのやりとりは、誤処理による事故も想定される場所ですので、このシステムを使っているやりとりは行わないという考え方です。

【藤原委員】 それであれば、安心したのですが、このシステムの登録を見ると、なりすましと言ったらちょっと大げさなのかもしれませんが、本当にその園児の保護者かどうかを確認する手だてがないのではないかと思います。そこの部分はどうなのでしょう。このID、保育園のIDと園児の名前それから保護者の名前を入手してしまえば、ある意味誰でも登録できてしまうというようにも読めるのですが、その辺はどうなのでしょう。

【保育課長】 委員ご指摘のとおり、保育園・子ども園から保護者に対して直接登録に必要なIDをお渡しするわけなのですが、万が一にもそのIDが盗み見られるようなことがあって、なりすましということも考えられると思います。従いまして、一旦その登録が一通り終わったところで、やはり園で個々に保護者向けに「この登録内容ですよ」という確認は行う必要があると考えております。

【藤原委員】 逆に、お父さんも欲しい、お母さんも欲しい、面倒を見ているおじいちゃんおばあちゃんもということで、複数の登録を求められたりする場合があります。その辺の管理というのはどのようにお考えなのでしょうか。

【保育課長】 確かにその利便性と、セキュリティの確保というバランスの難しさがあると考えています。基本的には1世帯1アドレスということで考えているのですが、例えばお父さんとお母さんがいて、対応できる方が限られている、どうしても両方に伝わるようにしてほしいというようなご要望もあるかと思えます。そこは例えば2アドレスまでとか、3アドレスまでといったような制限を設けた上で、なおかつ登録された内容を面談で確認した上での運用にしていきたいと考えております。

【藤原委員】 ありがとうございます。セキュリティと便宜のバランスは難しいですが、その調整をよろしくお願ひしたいと思います。

【会 長】 よろしゅうございますか。ほかにご質問か意見はございますでしょうか。木もと委員。

【木もと委員】 これは事務局のほうになるかもしれないのですが、既に区立施設において導入をされている仕組みであるということです。これまでに個人情報等々関連で、支障が出たというような事例等々はどのようになっているのかお伺いします。

【区政情報課長】 この同様なものでいきますと、幼稚園、小中学校で導入しているものですが、事故については起こってございません。

【木もと委員】 分かりました。結構です。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。どうぞ。田中委員。

【田中委員】 メール配信ですが、動画など、映像は特にはなく、文章的なものの配信ということでよろしいのでしょうか。

【保育課長】 それは契約する事業者が動画、あるいはその文字に色をつけるなどの編集機能に対応しているかの仕様にもよるかと思いますが、基本的にはいわゆるテキスト情報、少なく

とも運用上保育園・子ども園から配信する情報はテキスト情報に限定するものと考えています。そもそも必要性が感じられません。

【田中委員】 分かりました、ありがとうございます。

【会 長】 配信の内容は全部この保育園とか子ども園のほうで作成するのですね。

【保育課長】 基本的には、今のご質問のお答えとしては保育課運営係というところで作成し、課長が確認をした上で配信をしてもらうという手続きを、原則としたいと考えています。

【会 長】 それで確認して、それぞれの園に連絡するのですか。一斉だけですか。1カ所の保育園とか2カ所とか、そういうのはないのですか。一斉というのは全部という意味ですか。

【保育課長】 いいえ、違います。まず、このシステムの対象となる区立園、いわゆる公設公営の園は全部で20あります。それで、この一斉というのはその20園全てに全部送られてしまうということではなく、個々の園の必要性に応じて配信できる運用方法をとります。内容につきましては、例えば今般の新型コロナウイルス感染症のことについて、園に掲示するチラシ、あるいは情報提供といったものは保育課運営係で管理し、掲示等を行っており、作成する文章、原案は保育園・子ども園でつくるにしても、内容は保育課運営係及び課長で確認した上で配信するというのがまず基本の手順と考えております。

【会 長】 個々の子ども園、保育園、各園ではやっているのですか。それとは別に、とにかく区として一斉に、1つ以外に連絡したいことがあるときに使うのですか。どういうことですか。

【保育課長】 20園全てに、公設公営の区立園20園全てに一斉に送る場合もあるかとは思いますが、通常は個々の園の必要性に即して使用いたします。A園で今回は送るけれども、それ以外の園では送らない。そういったことは想定をしております。

【会 長】 原稿は区でつくるということは分かったのですが、それを送るのも区なのか、それとも各子ども園・保育園がその連絡システムを持っているのですか。どちらですか。

【保育課長】 これは区のイントラネットシステムの中に、管理者サイトに接続するためのソフトウェアを導入することによってアクセスできるというところでは、各園にもそのシステムをインストールし、運営係でもそれをインストールします。ただ通常の送信処理は、各園で行ってもらいます。

【会 長】 区ではやらない。各園がやっている。

【保育課長】 はい。保育課運営係で行う場合もあるかとは思いますが、通常想定されるのはそれぞれの園で送信処理を行うというところですよ。

【会 長】 分かりました。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】 今のやりとりを伺っていて、例えば震災が発生して、翌朝の行事が中止・延期されますというような場合には、恐らく機動的な対応が必要になると思うのです。ほかにもそういう状況はあると思うのですが、そのときに区の保育課でそういったことを1つ1つの園の配信内容を確認し、やりとりをするのは非常に難しいと思うのです。やはりある程度の柔軟性を園の側にも持ってもらわないと、場合によって夜中に発災して、その日のうちにとということになると、園長先生が場合によっては、これイントラPCになってはいますけれども、ご自分の自宅の端末からアクセスするというのも必要になるかもしれません。一定の柔軟性が必要になると思うのですが、そのあたりについての考え方というのはどのようなになっているのですか。

【保育課長】 先程、個人情報はこの配信メールの中に記載することはしないと申し上げましたが、されていないということをやはりきちんと課として確認をする必要はあります。そういった意味で先程基本的な手順として、課長が確認した上で送信してくださいという意味決定をいたします。ただ、今委員ご指摘のとおり確かに柔軟な運用も必要ですので、冒頭での説明で申し上げた運用基準の中で、どのような場合に園長判断で送信することも可能というようなことはある程度の基準、目安を定めてきたいと考えています。送信処理をする際に、最終的にこういったことがないかということを確認するようなチェックリストも、必ずそれは愚直に毎回行った上で送信してもらうなど、予防策を講じた上での運用をしていきたいと考えております。

【会 長】 これシステムだから区のほうの意向でなくても、先ほどの話ですと園長さんが独自にこの一斉配信メールを使うことも可能なのでしょうか。

【保育課長】 可能です。区職員に配付されているイントラネットの端末、その端末にログインするにはパスワード、顔認証が必要なのですが、その端末にインストールされたソフトウェアにアクセスできる職員はできます。

【会 長】 今まで、各学校で配信していると理解していたから、ちょっと分かりにくかったのですが、両方できるようにするということですか。区と各園と、両方でこの一斉配信システムを使えるようにするということでしょうか。

【保育課長】 おっしゃるとおりです。分かりにくくてすみません。学校との違いというのは、保育園・子ども園の園長というのは係長なのですね。学校長というのは管理職なものですから、そういう職制の違いというものもあって、基本的な手順として先程申し上げたものとなります。

【会 長】 やっと分かりました。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。どうぞ、

田中委員。

【田中委員】 メールをもらって、メールの問合せはどこに行くのですか。問合せは区ですか、それとも直接子ども園に行くのか。それを教えてください。

【保育課長】 メールの内容について確認が必要な場合は、それぞれの在籍園に電話をしていただきます。

【会 長】 よろしいですか。それでは報告事項ですので、了承ということでもよろしゅうございますか。

では本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次は資料51「医療安全相談（新宿区患者の声相談窓口）業務の委託について」であります。それでは説明者は資料を確認の上、議案をご説明ください。

【衛生課長】 衛生課長でございます。「医療安全相談（新宿区患者の声相談窓口）業務の委託について」ご説明させていただきます。

まず資料の確認でございます。資料51のほかに、A4横の資料51-1、参考51-1、参考51-2でございます。よろしいでしょうか。では説明をさせていただきます。

まず、資料51、事業の概要をご覧ください。事業内容についてご説明いたします。区では地域医療における医療の安全と質の高い医療サービスの提供を推進するため、区内の診療所、歯科診療所を利用する患者やその家族から、医療に関する相談を受ける「新宿区患者の声相談窓口」を設置しています。この窓口では現在専用回線を用いて、医療機関の紹介や案内、健康や病気の相談、診療所等に対する苦情などの電話による相談を受け付けており、病院等の臨床経験がある看護師資格を持つ非常勤職員2名を相談員として雇用して対応をしているところで、相談件数は年間で約500から600件となっております。この看護師資格を持っている2名の相談員の不在があらかじめ分かっているとき、例えば休暇をとるときには看護師資格を持つ別の職員をその都度雇用して対応をしておりますが、雇用ができないときもございまして、そのときは衛生課の職員が相談業務に当たるという形で業務を行っております。このため令和2年度より、この相談業務をさらに充実させるため、常時看護師を相談員として配置できる事業者に業務を委託することを考えております。

3ページをご覧ください。委託先は一般競争入札により決定します。委託先に収集させる項目は、記載のとおりとなっております。資料51-1、A4横の資料でございますが、こちらで簡単に説明させていただきたいと思っております。相談者が左側におります。相談者から電話を受電し、相談を受けます。この相談のほとんどは匿名での受付となります。医療機関の紹介や

苦情を聞くというものでして、匿名でもそのまま聞く、また紹介をし、その業務としては終了というものがほとんどでございます。この段階で個人情報の収集というのは発生をしません、中には実名で医療機関に要望を伝えてほしいというようなご相談もあります。その場合には本人の同意を電話で確認をした上で、個人情報を収集するということがあります。委託業者はその真ん中のほうになりますが、その相談の内容を処理票に記載し、集計表を作成し、それを月に一度CD-Rにまとめて区に提出するというところで考えております。

次に区から提供する個人情報ですが、これもほとんど提供するということは今、想定されておりませんが、まれに過去の相談内容を確認する必要がある場合などが想定されます。そのときはこの委託事業者から電話での問合せを受け、それに対して口頭で状況を説明するということとを予定しています。

資料51の3ページにお戻りください。情報の記録媒体についてご説明いたします。情報の記録の媒体は電子媒体CD-Rと委託先のパソコン、サーバになります。この業務の委託理由は、相談業務に精通した職員が常時相談に応じる体制を組むことで、相談体制の充実を図ることです。委託の期間ですが令和2年4月1日から令和3年3月31日までとなり、次年度以降も同様の業務委託を行う予定です。

次に区が行う情報保護対策についてご説明します。初めに運用上の対策として7点記載しております。1、契約の特記事項には新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記します。2番目としまして情報の取扱責任者と取扱者を指定し、区へ報告をさせます。3番目としまして委託期間終了後には、区の職員立会いのもとデータの削除をさせることを考えております。4番目としまして、区職員が必要に応じて立入り検査、確認を行います。5番目としましては原則匿名の相談とし、個人情報の収集をする場合は本人の同意をとるように義務づけます。6番目としまして、取り扱う個人情報は最低限とし、過去の相談内容は原則提供しませんが、必要な場合は最低限の内容を口頭で伝えます。7番目、委託先から提出されたCDは施錠されたキャビネットに保管をいたします。

次に区のシステム上の対策についてです。委託業者には入退室の管理や利用制限、アクセス制限等の対策を講じさせます。2番目としてパソコンを取り扱う者を特定し、ID等で管理をさせます。3番目としまして委託先のパソコンは外部からのネットワークから分離させるなど、情報漏洩がないように措置を講じさせます。また使用するソフトウェアについても、最新の更新プログラムを適用させます。4番目としましてログ監視ソフト等により委託先のパソコンのログを監視させます。受託事業者に行わせるという内容では、7、8になりますが、CD-R

のデータを暗号化させることと、CD-Rを区に提出するときは区の職員が記録した確認書の内容を確認させ、履歴を追跡できるようにさせようということを考えております。

説明は以上となりますが、参考として医療安全相談窓口処理票と集計表を添付しておりますのでこちらのほうもあわせてご確認ください。以上となります。

**【会長】** ご質問かご意見ありましたらどうぞ。三雲委員。

**【三雲委員】** まず、事業について伺いたいのですが、この事業に対応する看護師の方というのは、従前どのような方だったのか、お聞きしたい。つまり、地域の医療機関の事情などに精通してない方であっても、こういった業務に対応することが容易なのかどうかということと、これまでやってくださっている方たちというのは、どの程度の期間、新宿区にかかわってきているのか。あるいは前職で新宿区にかかわるような仕事をされてきたのか、そういったことについて、教えていただけますか。

**【衛生課長】** まず看護師の資格を持っていることと、過去に臨床経験があるということを経験としております。現在やっていた方の方は1年目の方と2年目の方となっております、基本的に1年雇用でやっております。

また新宿区の医療機関の情報は個別の診療所の情報というよりは、一般的に公開している医療機関名簿などから、相談への回答となっておりますので、特に新宿の状況に精通していなくても業務は行えるようになっております。

**【三雲委員】** そういうことであれば外部に委託をしても、区民の方へのサービスのレベルはあまり変わらないのだろうということは分かります。もう1つ伺いたいのが、情報セキュリティ対策、システム上の対策で委託先のパソコンは、外部のインターネットからの分割という話があるのですが、他方でこの資料51-1を見ると、受託事業者、委託先のPC及びサーバ、サーバにも情報が蓄積されることを想定されているようなのですが、このサーバもインターネットからは隔離されている、そういったサーバを用意させるということですか。

**【衛生課長】** こちらにつきましては、今、新宿区のほうで同じパソコンを仮に使ったとしても、インターネットとは分離されたような状況で、やっております。区と同等のものを扱うか、もしくは全く別のスタンドアローンのパソコンを利用させていただくということで考えております。

基本的に記録をするのは、ワードの帳票、集計票のエクセルの表だけですので、インターネット回線と全く繋がっていないパソコンでも処理は可能だと考えております。それは混同しないようなシステムでやっていただくことで考えております。

【三雲委員】 パソコンと先方のファイルサーバは、繋がっていると思うのです。このファイルサーバに例えばほかのパソコンが繋がって、そちらのほうはインターネットと繋がっていると、特に、こういったインターネットから当該パソコンを分割しても、ほかのパソコンがファイルサーバと繋がり、そのパソコンはインターネットに繋がっているという話になると、ちょっとまた話が違ってくる。そのあたりはどうかのでしょうか。

【衛生課長】 そこも仕様のほうできちんと確認をさせていただき、接続がない形でやらせていただきたいと思います。一番望ましいのは別にパソコンを2台用意していただく。インターネット検索するパソコンと、入力用の本当にワードとエクセルの機能だけを使うパソコンを2台用意していただくというのが望ましい形でありますので、それに限りなく近いものというところで、業者のほうにお願いをする予定です。

【会 長】 ほかにご質問かご意見は、ございますでしょうか。

それでは本件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

では本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

審議時間の関係で、事務局のほうから資料5 2と5 3は次回審議にまわし、本日は資料5 4と資料4 6は審議を行ってほしいという要望がありますので、本日は、あと2件、審議を進めたいと思います。

それでは資料5 4「フッ素塗布受診票の作成等業務の委託について」です。それでは説明者は資料を確認の上、議案の内容をご説明ください。

【地域医療・歯科保健担当副参事】 地域医療・歯科保健担当副参事でございます。よろしくお願いいいたします。

資料を確認させていただきます。資料は資料5 4とそれから資料5 4－1、資料5 4－2の3部になります。よろしくお願いいいたします。

資料5 4をおめぐりください。事業名「歯と口の健康チェック（健診）とフッ素塗布事業」について、ご説明をさせていただきます。

本事業は低年齢の時期からかかりつけ歯科医をもって、子どもの虫歯を減少させるため、毎年5月1日から翌年3月31日まで、年度末年齢3歳から年度末年齢6歳の区民に対して歯と口の健康チェックとフッ素塗布を行っております。事業の流れでございますが①としましてフッ素塗布受診票の様式及び事業案内の作成、②フッ素塗布受診票への印字出力処理、③フッ素塗布受診票及び事業案内の封入封緘、④フッ素塗布受診票及び事業案内の郵送、⑤対象者はフッ素塗布受診票を区の協力歯科医療機関へ持参し、健診及びフッ素塗布を受けるということで

実施させていただいております。上記①のフッ素塗布受診票の様式及び事業案内の作成と③フッ素塗布受診票及び事業案内の封入封緘は従来から事業者へ委託し、②フッ素塗布受診票への印字出力処理は区で実施しています。①につきましては個人情報の取扱いはなく、③につきましては平成20年度第6回本審議会にてご了承をいただいている事項でございます。

この度上記②のフッ素塗布受診票への住所、氏名等の印字出力処理につきまして、帳票が大変大量にあり、印字終了後から封入封緘までの間、その保管場所の確保が大変困難であること、セキュリティの高い場所に保管することが困難であることや、出力後の帳票管理及び引抜き作業が煩雑であることから、帳票の作成から印字、封入封緘までを単一業者に委託することで、個人情報の保護の安全性を図り、また事務の効率化を図りたいと考えてございます。

委託先につきましては見積競争により委託先を決定いたしますが、プライバシーマークまたはISMS（情報セキュリティマネジメント）取得事業者に委託をする予定でございます。委託理由は先程申し上げたとおりでございます。委託の内容につきまして資料54-1をご覧ください。現在は区の庁舎内で印字をしているところでございますが、こちらを変更後は印字から封入封緘までを全て一括して委託をしていくということでございます。委託の内容につきましては、資料54の3ページの委託の内容をご確認いただければと思いますが、①番のフッ素塗布受診票の様式及び事業案内の作成、②のフッ素塗布受診票への印字出力処理、③のフッ素塗布受診票事業案内の封入封緘を一括しての委託になります。

委託に当たりまして区が行う情報保護対策でございます。資料54-2をあわせてご覧いただければと思います。まず運用上の対策といたしまして、区と委託先との間の契約書に特記事項を付すとともに、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務について明記をいたします。そのほか暗号化された個人情報データとパスワード通知書の受渡しは区職員がそれぞれ別の日に手渡しを行うなど、記載のとおりさまざまな対策を行い、万全を期していきたいと思っております。

次ページをご覧ください。システム上の対策としまして1と2を挙げてございます。1としましてID及びパスワード等によりシステムを操作できる職員を限定するとともに、電磁的媒体に個人情報を記録できるコンピュータを限定するなど、個人情報を厳格に取り扱います。また、2としまして印刷用の個人情報データは共通鍵暗号方式などにより暗号化をいたします。

次に受託事業者に行わせる情報保護対策でございます。資料の54-2もあわせてご覧いただければと思います。まず契約履行の間、資料54の6ページとなります特記事項の15項に基づき区職員が複数で立入り調査を実施するとともに、特記事項14項に基づき速やかに状況

報告をさせていただきます。区が作成し共有した業務フローに基づき業務を行わせてまいります。データにつきましては区のほうで暗号化してまいりますし、業者のほうにつきましては操作ログの管理をしてもらうこと、また外部ネットワークとの分割、そしてウイルス感染の防止等々について対策を講じていただきます。受託事業者に行わせる情報保護対策として、システム上の対策といたしましても1から4を掲げておりまして、特に4、ログ監視ソフトなどにより、本業務の各対象パソコンのログを収集させ、管理させることにより、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させていただきます。ご説明については以上でございます。

【会 長】 前に別件で言ったのですけれども、印字を1回しかできないようなプログラムの設定はできないのですか。

【地域医療・歯科保健担当副参事】 資料54の4ページの受託事業者に行わせる情報保護対策、運用上の対策の13のところ、印刷、ログの記録及び管理を徹底させ、区に提出させる。指定枚数以上印刷した場合はその理由を報告させるということで、必ずログで管理をしていただくということにさせていただきます。

【会 長】 それは、説明のときに読みましたが、私の言っているのは、印字が1回しかできないようなプログラム設定はできませんかと聞いているのです。そうすれば一番安全が確保できる。

【区政情報課長】 庁内でもご意見いただいて検討したところなのですが、例えばプリンターが詰まった場合など、1回しかプリントができなくなると、また別のデメリットが発生することも想定され、そうした場合にログの管理をしっかり行い、カウントが例えば2以上であった場合に、その破れた印刷物も含めて返却をさせ、報告を求めることを徹底するという案が現時点では区のほうで挙がっているところでございます。

【会 長】 頻繁に事故が起こるとは思わないのですが、ちょっと危惧があるので、回数制限でもできれば一番いいかなと。それはいいです、分かりました。今の事務局の説明は分かりました。

ほかにご質問かご意見ございませんでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】 しばらく前の審議会の際に一括して印刷封緘を委託する業務に関する案件が出てきた際に、そこでは今回のDVDを使ったやりとりのほかに、J-LISを介した接続を行い、それで回収するという方法もできるとするものがありました。結局、落札する事業者がDVDしか対応できないのであればそれでもいいし、そういったネット上を介した対応ができる事業者がいれば、それをやってもらったほうが効率的であるというような話もあったかと思う

のですが、今回は従前どおりDVDでのやり方に限定されています。何か理由はあるのですか。

【区政情報課長】 昨今、この種の案件が事務局のほうに上がってきた場合に、方法について確認をこちらで行っています。対象の規模ですとか、頻度によってそれぞれ判断をすることとありますが、今回の健康づくり課では、まず来年度についてはDVDで実施し、事業者の参入もあわせて様子を見たいということでした。今回はDVDのみで来年度に向けて、検討していくものと考えております。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようですから、本件は報告ということで、了承ということでよろしゅうございましょうか。本件は了承ということで終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、資料46「生活習慣病治療中断者への受診勧奨及び受診行動適正化事業の委託等について」です。それでは説明者は資料を確認の上、議案の内容をご説明ください。

【医療保険年金課長】 医療保険年金課長でございます。資料46、資料46-1、46-2、また、参考46-1でございます。事業名としては「生活習慣病治療中断者への受診勧奨」及び「受診行動適正化事業の委託等について」でございます。業務委託及び再委託でございます。

それでは説明させていただきます。まず資料46でございます。事業名としては今回2件の事業の業務委託でございます。担当課は医療保険年金課でございます。目的でございます。生活習慣病の中断者に対し、医療機関への受診勧奨を実施し、重症化を予防することでQOLを維持向上させ、健康寿命の延伸と高額医療費の抑制を図るということ。2番目としまして多受診者、こちら重複受診者、頻回受診者、重複服薬者及び併用禁忌薬剤の使用者への指導等を行うことで、適正な受診行動に導くほか、同じく高額医療費の抑制を図るというものでございます。対象となる方々は国民健康保険の被保険者でございます。このうちそれぞれの対象者を抽出して行うというものでございます。事業の内容でございます。区ではKDBシステム、国保データベースシステムですが、こちらの情報を目的外利用し、データヘルス計画を作成するうえで、健診情報等を分析することにつきましては既に平成30年度第8回の本審議会での諮問事項で了承済みのものとなります。こちらの概要につきましては参考46-1でございます。後ほどご確認いただければと思います。

今回はこのデータヘルス計画に基づき、具体的に事業を実施するに当たって、業務委託及びまたその再委託を行うことで実施するというものでございます。専門知識を有する事業者への委託ということでございます。

具体的には大きく2つの事業ということになります。1つ目が生活習慣病治療中断者への受

診勧奨でございます。生活習慣病の治療を中断している方への受診勧奨をすることで改善が認められる被保険者、データ分析することによって抽出して、その方への受診勧奨を行っていくという事業です。もう1つが同じく国保のレセプトデータを使い、多受診者を抽出し、適切な情報を提供、また専門家による指導を行い適切に導いていく受診行動適正化事業でございます。

対象者でございますが1番目の治療につきましては対象者が200人程度を想定しております。2番目の受診行動適正化につきましては100人及び薬剤のほうでは50人、合計で150人を対象として見込んでいます。

個人情報の流れにつきましては資料46-1でございますが、再委託も含めてご説明後にまとめて最後にご説明したいと思います。

続きまして、業務委託の概要でございます。今回、両事業は同一の事業者に一括で業務委託する予定でございます。委託先につきましては特命随契により契約する予定でございます、こちらはKDBのデータヘルス計画を作成したときの事業者と同じ事業者、特命随契で実施する予定でございます。委託に伴い処理させる情報項目でございますが、資料46-2でございます。基本的には区で管理しています国民健康保険のレセプトデータの全体ということになります。処理させる媒体としましてはCD-R及び紙でございます。委託の理由でございますが、今回記載の通り対象者の抽出、医療機関への受診勧奨指導の実施に当たっては専門的知識を有するほか、レセプトの中から傷病ごとに医療費を正確に把握し、傷病名、医療行為、医療品の組み合わせ等によりレセプトの分析は、こういった専門性のある業者に業務委託して実施することで、事業対象を正確に抽出し、効率的に業務を行うことが可能であるため、委託するものでございます。

委託の内容としては資料46の3ページに記載の4点でございます。まずレセプトデータの分析と対象者の抽出、続いて、候補者リストの作成、また、候補となった方への通知及び再委託先が使用するリストの作成でございます。最終的に、効果の分析、効果測定、報告書の作成することなどが委託の内容でございます。開始期間は来年度1年間、実施期間は1年ということでございます。

委託に当たり区が行う情報保護対策としましては、記載のとおりでございますが、特記事項（別紙1、2）を添付させていただきます。区の職員が定期的な立入りを行いまして、こちらには3回程度立入りをを行う予定でございますが、情報の管理、保管等の確認を行います。

委託先に提供するデータですが、最初の分析の際には個人情報はありませんので、徹底した匿名化作業を行い、分析を依頼するものでございます。後ほど個人情報の流れでも説明い

たしますが、基本的には必要最小限の情報のみを提供する予定でございます。システム上の対策でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

受託事業者に行わせる情報保護対策としましては、こちら運用上の対策として、提供するCD-R、紙につきましては委託先に直接引き取らせ、効果測定報告書の提出後、返却させるということです。こちらは再委託先も同様の形で確認をとらせていきます。また、業務終了後には個人情報記載された紙の廃棄及びデータの消去を完了させ、区に消去したことの証明書を提出させます。システム上の対策は記載のとおりでございますが、ログ監視ソフトを導入して、委託先のパソコンのログを収集、管理し、情報漏洩等の事故防止対策を徹底させることを行わせる予定でございます。

続きまして資料46の9ページでございます。再委託のことについてのご説明でございます。こちらは、現在再委託先は、現時点では、未定でございます。再委託に伴い事業者処理させる情報項目としましては最終的には被保険者を特定する情報、氏名、性別、年齢、電話番号、こういったこととなります。また内容としましてはレセプトデータの中からこちらに記載のとおり、どの医療機関を受診しているか、あるいはレセプトに入っている内容、病気の状況、そういった指導に必要な最低限の情報となります。受診行動の適正化事業につきまして、指導に必要な最低限の情報ということで、こちらの記載のとおり情報でございます。薬剤の併用禁忌防止の対象者についても、同様に、必要最小限の情報のみを再委託先に提供するというところでございます。再委託の理由でございますが、委託後に電話の指導、問合せ、こちらは基本的に保健師等の専門職が電話をかけて行いますので、こういった部分につきましては、今回、委託の事業者はデータ分析の専門ですが、指導に関しては指導の専門的な事業者がおりますので、そちらのほうに再委託し、より質の高い業務委託と確保するため再委託をする予定でございます。再委託先の再委託の内容でございますが、対象者への電話指導、また対象者からの問合せへの対応ということでございます。最終的には電話指導の報告書の作成を行わせるところでございます。

再委託に当たって行う情報保護対策でございます。こちらにつきましては、区職員が定期的な立入りをを行い、個人情報の管理・保護の確認を行います。こちらまずデータを渡すとき、あと最後と中間で計3回程度の立入り調査を予定しているということでございます。システム対策上としましては、こちら委託と同じ内容の対策を講じてまいります。運用上の対策及びシステム上の対策につきましても、基本的には委託事業者と同じ内容ということでございます。

それでは資料46-1をご覧ください。こちらの図を使いましてデータの全体の流れをご説

明したいと思います。まず左側の水色の囲みでございます。区が保有していますレセプト情報、あるいは国民健康保険の資格情報、これに匿名化を行います。氏名が分からないように後で突合できるような形で、区のほうでは保有いたしますが、事業者に渡すときには、誰の情報なのか分からないように全て個人が特定できるところは潰す、あるいはダミーデータを入れる形のデータを作成し、事業者にお預けします。こちらは個人情報が含まれていないという考え方になります。そのデータをもとに、この中から指導することにより、より効果的な対象者の抽出をまず委託業者に実施していただき、委託業者から「この方達が適切である」というリストを区に返却していただきます。返却いただいたものから、区のほうで複合化し、ここで初めて個人情報をその情報に付加して、その付加した情報を、もう一度委託業者に送付いたします。この段階で、個人情報を初めて業務委託に提供するということになります。事業者のほうではその情報を使い、まず、対象者の方に「こういった内容です」ということで通知いたします。あわせて電話指導がより効果的であるという方に対しては、電話指導の候補者のリストを再度作成し、この作成したデータが再委託先に行きます。

再委託先の流れですが、再委託先は電話指導が有効である方たちについてまず電話指導をし、またその方たちからの問合せ、あるいは通知のみ送った人からの問合せ等について、全て再委託先が対応することになります。再委託先では電話指導ですとか、最終的にはこういった指導を行ったかの結果についての報告書の作成をしていただきます。そういった指導等が終わった後、その報告書を委託業者にまず返却し、委託業者もその内容を確認の上、委託業者から区のほうに返却されます。この返却時にあわせて提供した個人情報は回収する予定でございます。そして、その報告も踏まえ、区でさらに別の付加的な指導が必要であれば、それは医療保険年金課で活用するほか、区の保有情報として活用してまいります。最終的な報告書の作成のためにもう一度匿名化したデータを事業者に渡して、最終的な報告書の作成をする。そういった情報の流れで1年間の事業を終了するという予定でございます。説明は以上でございます。

**【区政情報課長】** セキュリティアドバイザーからは対策が十分にとられているということですが、担当課としましては、情報セキュリティアドバイザー意見一覧の1行目、入退室管理システム、それから記録媒体の利用制限、アクセス制御等の保護対策を徹底するというで回答いただいております。以上です。

**【会 長】** 本件についてご質問かご意見ありましたらどうぞ。木もと委員。

**【木もと委員】** 1点だけお伺いします。電話指導候補者の選定、それがいわゆる複合化後になっているのですが、これは複合化前ではできないのでしょうか。

【医療保険年金課長】 そのとおりでございます。最初に複合化した200名程度のリストが最終的にでき上がり、その中のうち、電話指導が適切であるという方はもっと絞った形のものが、再委託業者に提供されるということでございます。

【木もと委員】 複合化後でなければそれはできないということですね。

【医療保険年金課長】 そうです。具体的な指導をする相手ということで、お電話番号等の入ったもの、住所等入っていないとできませんので、個人情報に記載されたものになるということになります。

【木もと委員】 分かりました。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問ありますでしょうか。須貝委員。

【須貝委員】 再委託の関係なのですが、保健指導業務というのは区の本来の業務ではないかと思うのです。こういった業務を外部の民間事業者に委託することで、本当にその狙った効果がどこまで得られるのかという感じがするのですが、その辺はいかがでしょう。

【医療保険年金課長】 今回は業務委託という形をとらせていただきました。理由としましては、今回、対象者200名、150名という形で抽出し、初めて実施する事業ですが、正規職員をこのために雇用して実施していくにはまだ規模としては小さいものです。将来的にはこういったことが軌道に乗ってきた場合は、業務委託よりも直接雇用をしたほうがということも議論の中には上がってくるとは思いますが、事業当初におきましては通年を通してずっと電話指導も行うというほどの数でもありませんので、まずは業務委託で実施、始めさせていただくということでございます。

【須貝委員】 他の自治体で先行してやっているようなところがありなのではないかと思うのですが、そういったところでの成果について、もし情報があればお知らせいただきたいと思えます。

【医療保険年金課長】 今23区中、同様の事業、こちら生活習慣病の中断者に限りまして、11区で実施しているところでございます。基本的な実施方法は、ほかの自治体もほとんどが、この業務委託のような形がほとんどでございます。

実は新宿区は後発でございまして、他の自治体での状況を踏まえて、ある意味いろいろなことが分かった上で、今回対象者の選択も行わせていただきます。例えば生活習慣病の中断であると200名に今回やっても実際に行動を起こす方の比率としては最終的に5%程度の方しかその指導には従ってもらえませんが、それでも十分な効果がある。実際重病化しますと1人当たり数千万という医療費がかかります。透析など、そういったことを防げるだけでも効果があ

るということで、今後もこういったことは積極的に取り組んでいきたいと考えているところがございます。

【須貝委員】 ありがとうございます

【会長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。三雲委員。

【三雲委員】 幾つかお聞きしたいのですが、まずこの再委託事業者で電話指導していただく方についてです。資格を有すると書いてありますがどういった資格をお持ちの方をお願いするのでしょうか。

【医療保険年金課長】 保健師、看護師が中心となっています。

【三雲委員】 それは区が自前でやったときも同じような資格の方をお願いすることになるという理解でよろしいでしょうか。

【医療保険年金課長】 仮に実施するとなったらそういった資格が必要だと思います。

【三雲委員】 分かりました。個人情報関係でお聞きしたいのですが、まずその複数の医療機関や薬局を使用している多受診者に関する状況を、これ匿名化で出していくことになると思うのですが、どの程度の期間の受診状況であるとか医薬情報を取り上げて出していくのでしょうか。

【医療保険年金課長】 大体5年ぐらいのデータをさかのぼって、中断している方を検証していくこととなります。

【三雲委員】 5年となると匿名化されても、かなりその方のプロファイリングが可能な状態かなという感じがします。いずれにしても匿名化されたデータ、これが委託業者に渡り、それを分析していただいて候補者リストをつくる。この匿名化データと候補者リスト、これは個人情報に当たると考えています。

【医療保険年金課長】 匿名化した情報は個人情報に当たらないと考えております。返ってきた候補者リスト、こちらもまだ匿名化されていますので、どなたの情報か分からないという情報で返ってくるということになります。候補者リストは個人情報に当たります。

【三雲委員】 それと資料46-1の下のほうにも、やはり区の側から匿名化データというのが渡されます。これは個人情報に当たりますか。

【医療保険年金課長】 それは17番のことでございますね。これは個人情報に当たらないと考えております。

【三雲委員】 そうするとこの委託事業者と区との約束事を見ていくと、個人情報に関しては返してもらい、消去するという事は書いているのですが、個人情報に当たらないと区の側が

考えているということは、これを業者が返さない、破棄しない、場合によっては自分たちで保存して、次の事業に利用するということに関して、全く歯どめがかからない、規律がないということになります、これはどうでしょう。

**【医療保険年金課長】** 原則として、こちらから提供した情報は全て回収いたします。今ご指摘を受けました個人情報と同様の扱いで、回収の確認をさせていただきたいと思います。

**【三雲委員】** そこはしっかりと文言上、明らかにしていただく必要があると考えます。それとこういった受託事業者の方も当然事業として続けていく以上、自分たちの分析の能力を上げていく必要があり、どういったデータをどのように分析した結果としてどういう効果を得たかということについて、さらに蓄積をしていきたい。この事業を続けていくうえで、当然、これらの情報をさらに蓄積したい。どのような情報をどういうふうに分析した結果として、どういう効果を生んだかを、社内にデータとして蓄積したいというインセンティブが働くわけなので、当然ただ返せというのはちょっと怖いというふうに思うのですが、そのあたりをどのようにお考えですか。

**【医療保険年金課長】** お渡ししたデータはそのまま返していただくことにはなりますが、そこから派生し、つくられた分析、中間データ等というのは業者のノウハウとして蓄積されます。ただ一方で今回の業務委託、特命随契とするところでもそういったノウハウの優位性をかなり区としても評価しています。他自治体での実績等、これまでの経験からより効果的な方を抽出するノウハウというのはその事業者の持っている資産ということになります。そのあたりにつきましてはなかなか制限することは難しいと考えているところで、基本的に与えたデータは全部返していただきますが、中間データ等を保有することの制限は、限界もあるのかと思っているところがございます。

**【三雲委員】** 最初に5年分の医療機関にかかったデータを渡していただくことになると。相当これはプロファイリング可能なデータだと思うのです。ちょっと加工を加えるとこれは個人情報でないということで、返さないで蓄積する。こういった情報が恐らくさまざまな自治体でいろいろ集約されて、この会社には今後積み重なっていくと思うのです。そうすると、その中には当然こういった受診の仕方をして、こういった方は、5年間にこういう薬を飲み続けた方がこうなっていました。そういう方に対してこういう指導をして、こうなりました。そういうことがそれぞれのこのストーリーというか、事例として積み重なっていくわけで、それぞれの事例は恐らく相当に個人を特定できるものになる可能性が高いと思うのです。結果的にその個人情報保護との観点といったときに、これは本当に大丈夫なのかという危惧は感じるのです。

が、区としてはそういったことについて、どのようにお考えなのでしょうか。

【医療保険年金課長】 基本的にはビッグデータの活用という流れの中で行っているもので、ビッグデータが集まってきますと個別分析が可能になるということは考えられます。そういった危険性はあるのですが、そこは事業者に対してはそういった活用ではされないという前提のもとに、こういったこともお願いしているところでございます。あくまでもビッグデータとしての捉え方で、データの傾向ですとかそういったものについては、事業者さんのノウハウとして蓄積していただいても構わないと思うのですが、一方でそこまでやるとすると、ビッグデータの活用そのものができなくなるということにもなると思います。そのあたりはきちりと個人情報保護できるラインをしっかりと、区としても注視しながらこういった事業を進めていくべきと考えているところでございます。

【三雲委員】 先程、須貝委員のご質問に対して、今後、区の自前事業としてできればということも考えているという話があったと思うのですが、公共のデータを使って、公共の健康指導を行うという部分から派生する情報が、区民の情報になってくるということに関しては、区としてはある程度考えなくてはいけないところがあると思います。今後その辺、検討をぜひよろしくをお願いします。

【会 長】 よろしいですか。ほかにご質問かご意見はございますでしょうか。

ないようでしたらこれは報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございますか。

本件は了承ということで終了いたします。それでは本日やりたい議題は全て終了いたしました。事務局のほうから何か連絡事項があればお願いします。

【区政情報課長】 長時間ありがとうございました。次回ですが、少し間があくのですが3月26日の木曜日午後2時から第3委員会室で開催予定でございます。よろしくお願いいたします。以上です。

【会 長】 本当に、本日は長時間ありがとうございました。

これをもちまして本日の審議会を終了いたします。

午後4時46分閉会